

日医FAX ニュース



日医FAXニュース
編集・発行：日本医師会 (03-3946-2121)

■ 職務は3つの視点、経営支援担当新設

— 中川会長 —

中川俊男会長は7月1日の会見で、新執行部の職務分担を発表した。

中川会長は「前執行部の機能をさらにリニューアルする、ブラッシュアップする、パワーアップするという3つの視点で考えた」と述べ、役員ごとの職務の偏り解消にも配慮したことなどを説明した。公約に掲げた医療機関の経営支援の担当には、松本吉郎常任理事を充て、新たな会内委員会を設置する考えも示した。

医療機関の経営支援については、現在、新型コロナウイルス感染症の影響で医療機関経営が逼迫しているとし、収束後も患者の受療行動が変わる可能性があるとして指摘。「日医から全ての医療機関に対して具体的な支援をしたいという思いだ」と述べた。

設置する委員会内で具体例を検討して改善策を示すことや、経営再建に向けたデータ分析などを通して支援していきたいとした。併せて、政府からの財政的な支援も継続して求めるとした。

● 中医協委員「そのまま継続で」

中医協の診療側委員については「現在の委員がそのまま継続してやっていただくということに決めている」と述べた。日本病院団体協議会からの推薦で委員を務めている猪口雄二副会長についても「現時点ではそのまま継続していただきたいと思っている」とした。横倉義武前会長に就任を打診した名誉会長の在り方については「これから」と答えた上で「私の責任でいろいろと考えていきたい」と述べた。

政権与党との距離感についてもあらためて質問に答えた。「決して日医と政権与党である自民党との関係は変わらない。これは微動だにしない」と述べ、「個別の医療政策に関しては、意見の申し上げ方、伝え方、厚生労働省での検討会での発言など、若干、表現方法は変わるかもしれないが、大きな違いはないとご理解いただきたい」とした。

控除対象外消費税問題の抜本的解決については「非常に大事なことで、中長期的な議論になる」と見解を示した上で、「医療界が一丸となった一枚岩の議論を進めていきたい。あらゆる選択肢を外さないで議論したい」と述べた。

● 政策担当の猪口副会長「全力でぶつかる」

政策を担当する猪口副会長は「私がどこまでやれるか、全力でぶつかってみたい」と抱負を述べた。地域医療構想や医師の働き方改革などの課題が山積しているとした上で「病院団体から入れてもらった。一丸となって日本の医療、国民のための医療を提供できるように微力ながら頑張りたい」と述べた。新任の常任理事の橋本省、宮川政昭、渡辺弘司、

神村裕子の4氏も抱負を述べた。

【メディファクス】

■ 連日50人超「緊張感を持って注視」

— 釜菴常任理事 —

新型コロナウイルスの新規感染者が東京都内で連日50人を超える状況となっていることについて、釜菴敏常任理事は7月1日の定例会見で「緊張感を持って感染の動向をしっかりと注視したい」と述べた。

釜菴常任理事は、新型コロナの発生当初は病気そのものの様子もよく分からず医療機関での対応は困難だったとした上で、「最近の状況は感染防護具もある程度用意はでき、受診者の動線を分ける対応もできるようになってきたと認識している」と説明した。

●日医から適切に情報発信

その上で、今後の新型コロナ感染症患者への対応について「全ての医療機関でやってほしいわけではないが、対応できる医療機関を増やしていきたい。そしてしっかりと早期の検査につなげる医療機関の体制整備を進めてほしい」と述べ、日医から医療機関に適切に情報発信できる準備も整えたいとした。

【メディファクス】

■ 医療従事者慰労金、「8月下旬から給付」

— 衆院厚労委で吉田医政局長 —

厚生労働省の吉田学医政局長は7月1日の衆院厚生労働委員会で、2020年度第2次補正予算に盛り込まれた「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」による医療従

事者ら向けの慰労金の給付時期について、「8月下旬から各都道府県が給付を開始できるよう調整している」と述べた。岡本充功氏（国民民主）への答弁。

吉田局長は、「現在具体的な給付方法、給付時期の詳細について、都道府県など関係者と調整を進めている」とした上で、円滑な支給のため「基本的には医療機関を通じて申請していただくというオペレーションを予定している」と説明。給付開始時期は「8月下旬から」とした。

●コールセンターによる相談対応も

このほか吉田局長は「給付対象であるかの判断については、リーフレットあるいは各方面からの質問でQ&Aで整理してお示しし、またコールセンターによる相談対応も予定している」と述べ、「現場の混乱がないよう工夫したい」と回答した。【メディファクス】

■ 陰性確認検査で「抗原定量検査」を追加

— 厚労省 —

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部は6月25日、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」を一部改正し、都道府県などに事務連絡した。

有症状者が発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合、症状軽快後24時間経過した後に、陰性確認のためなどに行う検査に「抗原定量検査」も記載した。

無症状病原体保有者の宿泊療養や自宅療養の解除に関する考え方も改正。発症日から6

日間経過後に実施する陰性確認のためなどに用いる検査方法を「核酸増幅法」から「核酸増幅法等」に変更した。陰性確認後、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合は解除して差し支えないとした。

今回の事務連絡は、厚労省が25日付で改正した退院基準で、無症状病原体保有者が発症日から6日間経過後に実施する陰性確認のためなどに用いる検査方法として、これまでのPCR検査に加えて「抗原定量検査」も新たに記載したことなどを受けた対応。

厚労省は「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて（一部改正）」（健感発0625第6号）や「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（健感発0625第4号）も発出した。抗原検査に新たに抗原定量検査を追加し、当該検査の検体に鼻咽頭拭い液と唾液が定められたことに伴うもの。

【メディファクス】

■ リハビリ提供、自治体の手引きを了承

— 厚労省・検討会 —

厚生労働省の「要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制に関する検討会」は6月29日、オンライン会議形式で会合を開いた。

自治体の第8期介護保険事業（支援）計画策定を後押しするため、計画に必要なリハビリテーション関連の内容を盛り込む際の指針となる手引きなどを座長預かりで了承。手引

きは最終的な修正を経て、早ければ7月にも開く都道府県の担当者会議で公表する見通しだ。

厚労省はこれまでの議論を踏まえ、介護保険制度における生活期リハビリについて、「幅広く捉える考え方もある」とする一方で、訪問リハ、通所リハ、介護老人保健施設、介護医療院を手引きにおける議論の範囲とする方針を明記。一方、介護保険制度では、高齢者の自立支援の取り組みとして、訪問看護ステーションでは理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）が「看護職員の代わりにリハビリテーションを中心とした訪問看護を提供するもの」と追記した。

この点について、議論では、訪問看護ステーションからのPT、OT、STの派遣はリハビリに当たるという解釈なのか確認する意見が相次いだ。半田一登委員（日本理学療法士協会会長）が、「厚労省が強く言ってきた看護業務の代替として行うという解釈を変更するのか」と質問したほか、久保俊一委員（日本リハビリテーション医学会理事長）も「リハビリテーションの定義を整理しないとこれはリハビリなのかという話になる」と指摘。厚労省の担当者は、訪問看護の留意事項の通知内容を引用していることを紹介した上で、「訪問看護の一環としてやっているという解釈を変えたわけではない」とした。

日医の江澤和彦常任理事は、「医師の指示の下に医師またはPT、OT、STが行うものをリハビリと制度上定義している」と説明。実態として線引きは難しいとするものの、誤解されない記載方法が求められるとした。

【メディファクス】